

亀山市教育委員会告示第4号

亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

亀山市教育委員会教育長 中原 博

亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱（平成27年亀山市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。